

昭和 57 年 12 月

昭和 58 年度の税制
改正に関する答申

税 制 調 査 会

まえがき

- 1 税制調査会は、昭和 55 年 11 月 18 日、内閣総理大臣 から「国民経済の健全な発展を目指としつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け審議を重ねてきたが、これまでに昭和 55 年 12 月及び昭和 56 年 12 月にそれぞれ昭和 56 年度及び昭和 57 年度の税制改正に関する答申を行つた。
- 2 その後本年度に入り、昭和 57 年 6 月に当調査会に設置された「中小企業株式評価問題小委員会」は、取引相場のない株式の評価のあり方について審議を重ね、12 月に総会に対し審議経過とその結論の報告を行つた。また、本年 6 月に設置された「申告納税制度特別部会」は、記帳水準の向上のための方策をはじめ、幅広く申告水準の維持・向上のための諸方策をとり上げ、審議を進めている。
- 3 一方、当調査会は、当面の課題として昭和 58 年度において実施されるべき税制改正について審議を続け、昭和 57 年 12 月 23 日、第 25 回総会において、その結果を「昭和 58 年度の税制改正に関する答申」としてとりまとめ、これを即日、内閣総理大臣に提出した。

本書は、この答申を印刷に付したものである。

昭和 58 年度の税制改正に関する答申

昭和 57 年 12 月 23 日

内閣総理大臣 中曾根 康 弘 殿

税制調査会会长 小 倉 武 一

昭和 58 年度の税制改正に当たり、実施すべき事項について、別紙のとおり、当調査会の意見をとりまとめました。当調査会は、政府がこの報告に基づいて税制改正を実現することを希望します。

税制調査会委員名簿

本答申の審議に参加した委員及び特別委員は次のとおりである。

委 員	石 井 清	○泉 美 之 松
	伊 藤 龍 太 郎	○岩 村 精 一 洋
	植 谷 久 三	奥 原 時 藏
○小 倉 武 一	織 本 秀 實	
○金 子 宏	鎌 田 要 人	
○木 下 和 夫	佐 治 敬 三	
○柴 田 護	○鈴 木 隆	
高 橋 正 男	○高 原 須 美 子	
○立 山 武 司	田 中 里 子	
○辻 村 江 太 郎	堤 清 二	
○角 田 房 子	富 塚 三 夫	
○西 和 夫	○西 村 友 裕	
○廣瀬 嘉 夫	○藤 田 晴 一	
三 島 淳 男	○水 野 正 一	
山 田 春	○渡 辺 佳 英	
特別委員	齋 藤 誠	武 田 亨
	林 慶 之 助	○広瀬 一 郎

(○印を付した委員及び特別委員は、臨時小委員会に所属した委員及び特別委員である。)

目 次

	頁
一 基本的考え方	1
1 今後の財政運営と税制のあり方	1
2 昭和58年度税制改正の基本方針	4
二 国 税	5
1 法 人 税	5
2 租税特別措置	5
(1) 準備金、特別償却等の整理合理化	5
(2) 交際費課税	5
(3) 住宅取得控除	6
3 相 続 税	6
4 たばこの定価改定	6
5 印 紙 税	6
6 自動車関係諸税	7
(1) 税率の適用期限の延長	7
(2) 車検の有効期間延長に伴う改正	7
(3) 挿発油税等の使途	7
7 電源開発促進税	7
8 納税環境の整備等	7
三 地 方 税	
1 個人住民税	8
2 法人住民税	8
3 定額課税	9
4 事業所税	9
5 非課税等特別措置	10
(1) 非課税等特別措置の整理合理化	10
(2) 市町村納付金の特例措置	10
6 道路目的財源	10
7 たばこ消費税	10

当税制調査会は、昭和55年11月、内閣総理大臣から「国民経済の健全な発展を目指すとしつつ、国、地方を通じて財政体質を改善するため、税制上とるべき方策」について諮問を受け、これまでに昭和55年12月及び昭和56年12月にそれぞれ昭和56年度及び昭和57年度の税制改正に関する答申を行つた。

本年度に入つてからは、当調査会は、当面の課題である昭和58年度の税制改正について検討を行つた。また、本年6月に設置された「中小企業株式評価問題小委員会」は、取引相場のない株式の評価のあり方について検討を重ね、12月に総会に対し審議経過とその結論の報告を行つた。一方、本年6月に設置された「申告納税制度特別部会」は、記帳水準の向上の方策をはじめ、幅広く申告水準の維持・向上のための諸方策をとり上げ、検討を進めている。

一 基本的考え方

1 今後の財政運営と税制のあり方

(1) 我が国財政は、国、地方を通じて極めて深刻な状況にある。すなわち、昭和57年度の国の一般会計においては、大量の特例公債を含む14兆円余の公債発行が予定され、昭和57年度末における公債発行残高は100兆円近くに達するものと見込まれており、歳出に占める国債費の割合がますます拡大している。また、地方財政においても、昭和57年度には大幅な地方債の発行及び交付税特別会計の借入れが予定され、昭和57年度末におけるこれら借入金の残高は50兆円を超えるものと見込まれており、公債費の負担がさらに増加している。

このような財政状況の悪化は、国民生活に必要な公共サービスの確保という財政本来の機能に重大な支障をきたすおそれがあり、また、このままでは、今後の経済動向如何によつては民間部門への資金供給を阻害し、ひいては経済にインフレ要因を持ち込むことにもなりかねない。さらに、今後急速に到来する高齢化社会や変動する社会経済情勢に対して財政が適切に対応する能力を失わせるおそれがある。したがつて、歳出歳入構造の見直しを通じて、このような危機的状況にある財政を1日も早く再建することは、まさに、緊要な国民的課題であると言わなければならぬ。

(2) 我が国財政の再建に向けてこれまでの努力をふり返つてみると、まず、歳出面においては、国債費と地方交付税を除いたいわゆる一般歳出の伸びが厳しく抑制され、昭和50年代前半には二桁に達していた一般歳出の伸び率が、昭和55年度には

5.1%，昭和56年度には4.3%に圧縮され，昭和57年度には1.8%にまで抑制された。

一方，税制面においては，昭和51年度以降，一貫して政策税制の見直しと必要な増収措置に努力が払われてきた。特に，租税特別措置について，税負担の公平確保の観点から，昭和51年度以来精力的にその整理合理化が図られた。また，各種の税目について，課税対象，課税標準の見直し及び従量税率，定額税率を含む税率の見直しが行われてきており，特に，昭和56年度には，現行税制の枠内での徹底した見直しという観点から法人税及び間接税を中心に相当規模の増収措置が講じられた。

このような歳出歳入両面にわたる努力により，当初予算ベースでの公債発行額は昭和55年度以降着実に減額されてきた。しかしながら，第一次石油危機に次ぐ第二次石油危機の影響もあって，世界経済は停滞し，我が国においても，経済成長率の低下と経済構造の変化が起り，その中で，予想を超えた税収伸び率の鈍化が生ずることとなった。こうして，我が国財政を取り巻く環境は急激に変化し，財政状況は一段と深刻さを増している。

また，地方財政においても，かねてより行財政の簡素効率化及び税制の見直しに努めているものの，引き続き大幅な財政収支不均衡の状況にあり，国の財政と同様，税収伸び率の鈍化によって，一層困難の度を増している。

したがつて，従来からの財政再建への努力のうえに，さらに新たな観点から歳出歳入両面における努力の積み重ねが要請されていると考える。

(3) 上記のような極めて厳しい国，地方を通ずる財政状況を踏まえて，何よりもまず経費の徹底した節減合理化により歳出規模の思い切った抑制が図られるべきである。すなわち，経済と財政の状況変化により，かつてのような大幅な税の自然増収を期待できない今後の厳しい財政状況の下においては，既存の制度，施策の抜本的な見直しと新たな行政需要に対する厳しい吟味が要請されているからである。もちろん，行財政の効率化，合理化は常に重要な課題であるが，財政状況が厳しさを増している中では，それが一層強く要請されていると考える。

(4) 歳出面においてこうした努力が行われることを背景として，各種公共サービスの確保は国民の負担により裏付けられるべきであるとの基本的考え方の下に今後の税制のあり方を検討していくことが適当である。

この点について、当調査会は、既に昭和55年11月の「財政体質を改善するため税制上とるべき方策についての答申」において、税負担及び税体系のあり方について幅広く検討する必要がある旨の指摘を行っているところであるが、今や、こうした観点からの税制の基本的な見直しは避けて通れない喫緊の検討課題となつていると考える。

ただ、昭和58年度においては、政府において歳出削減を中心とした予算編成を行うとの方針がとられていること、昭和56年度に現行税制の枠内で徹底した見直しを行ったばかりであること、さらには、税負担及び税体系のあり方を抜本的に検討する環境が十分に整っていないこと等にかんがみ、税制についての基本的な見直しは見送らざるを得ない。

この場合においても、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から税制の厳しい見直しを行うべきは当然である。特に、租税特別措置については、特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなければ税負担の公平等の見地からは認め難いものであり、政策目的の意義や政策効果の観点から常に厳しい見直しを行う必要がある。また、その他一般的に課税標準や税率等について、経済情勢の変化を踏まえ、実態に即した見直しを行うことにより、適正な税負担を確保すべきである。

(5) ところで、当調査会における所得税に関する審議において、(イ)課税最低限が昭和53年以来5年間据え置かれているため、その後の名目所得の上昇によって平均的な所得税負担率が上昇し、給与所得者を中心に納税者割合が上昇する等、検討を要すべき問題を生じており、昭和58年度には、この問題に対処できるような課税最低限の引上げを行うべきであるとする意見、(ロ)昭和58年度において、本格的な所得税の減税を行うことは困難であるとしても、財源が見出される範囲での限定的な減税を行つてはどうかとする意見、(ハ)最近における経済情勢にかんがみ、景気回復を促進する観点からも何らかの所得税減税を行うことが望ましいとする意見等が出された。

これに対して、(イ)所得税制を長期にわたつて固定することは好ましくなく、今後、課税最低限や税率構造等を抜本的に見直す必要があることは言うまでもないが、現在のように、公債が累積する深刻な財政状況の下では、所得税減税を行う余地はないとする意見、(ロ)課税最低限の据え置きにより平均的な所得税負担率が上昇してきているとしても、国際的に見れば依然として課税最低限は高く、平均的な所

得税負担率も低い水準にあるので、昭和58年度においては所得税減税を見送つてよいとする意見、(イ)財源の見出される範囲での限定的な減税であっても財政の現状がこれを許すとは思われないし、また、そもそも、そうした小幅の調整措置をとることは余り意味がないとする意見、(ロ)景気対策として所得税減税を行うとしても、総体的な経済活動に影響を与えるようとすれば相当大きな規模としなければならないが、現時点においてはこのための財源は公債の大量増発に求めざるを得ず、金融市場に攪乱をもたらすこととなり、結局景気回復にはつながらないとする意見等が述べられた。

以上のような論議を踏まえて総合的に検討した結果、昭和58年度において所得税の見直しを行うことは財政状況等から見て見合わせざるを得ないとの意見が大勢を占めた。

また、個人住民税についても、所得税と同様の論議を踏まえ、現下の地方財政の状況等にかんがみ、昭和58年度においては住民税減税を見合わせざるを得ないとの意見が大勢を占めた。

しかしながら、昭和59年度以降できるだけ早期に、税制全体の見直しを行う中で、所得税及び住民税の課税最低限や税率構造等について抜本的な検討を行う必要があると考える。

(6) なお、所得課税については、執行面で把握差が生じやすく、実質的な公平確保の面での批判が少なからず見受けられるところであり、制度上、執行上の公平確保は何よりも重要な課題である。したがつて、国、地方を通ずる税務行政の環境整備及び効率化を進めるとともに、所得課税の適正な執行を担保するための制度上の措置について幅広く検討し納税環境の整備を図る必要がある。その一環として、当調査会は、「申告納税制度特別部会」において、そのための諸方策につき納税者の実情を十分勘案しつつ具体的な検討を進めているところであり、早い時期にその結論を得ることとしたい。

2 昭和58年度税制改正の基本方針

以上のような諸点にかんがみ、昭和58年度においてはまず歳出の徹底した見直し、合理化により歳出規模が厳しく抑制されることを踏まえて、税負担の公平化、適正化を一層推進する観点から税制の厳しい見直しを行うことを基本方針とし、以下のような措置を講すべきである。

二 国 税

1 法 人 税

法人税における引当金は、費用収益対応の考え方に基づき法人税の課税所得を合理的に計算するため設けられているものであり、この制度自体を政策税制と考えることは適当でないが、その繰入率等については実態に応じて常に見直しを行つていく必要がある。

① 貸 倒 引 当 金

金融保険業の貸倒引当金については、昭和47年以降累次法定繰入率の引下げを行つてきており、最近では昭和56年に所要の経過措置を講じたうえ法定繰入率の引下げを行つたところであるが、翌昭和57年に行われた金融保険業以外の業種の法定繰入率引下げに際してとられた経過措置とのバランスを考慮し、金融保険業について現に適用されている経過措置の見直しを行うことが適当である。

② 退職給与引当金

退職給与引当金については、将来支給すべき退職金債務を勤労者の平均予定在職年数を基礎として一定の利子率で割り引いて現在価値に直した金額を引当限度額とするという現価方式の考え方方がとられており、この考え方自体は合理的なものと認められる。

最近における企業の雇用の状況をみると定年の延長等を反映して勤労者の平均予定在職年数は長期化する傾向があること、また、大規模の企業に雇用されている勤労者については、全体の平均よりも平均予定在職年数が長いと認められること等を勘案し、現行の退職給与引当金の累積限度(期末退職給与の要支給額の40%)の方について今後引き続き検討すべきであると考える。

2 租 稅 特 別 措 置

(1) 準備金、特別償却等の整理合理化

最近の厳しい財政事情の下で、税負担の公平確保が一段と強く要請されるところから、準備金、特別償却等の企業関係租税特別措置については、さらに見直しを行うべきである。

(2) 交 際 費 課 稅

最近における交際費支出の状況及びこれに対する強い社会的批判に顧み、交際費に対する課税は累年強化され、現在は原則としてその全額が損金不算入とされてい

るが、中小企業については一定の定額控除が認められている。交際費課税については、今後とも中小企業の実態を踏まえつつ、引き続きそのあり方を検討すべきであると考える。

(3) 住宅取得控除

現下の住宅建設の状況にかんがみ、住宅取得控除制度について、定額控除（現行1万7千円）を廃止するとともに、住宅ローン控除の控除率（現行7%）、控除限度額（現行5万円）をそれぞれ引き上げることとするのが適当である。

3 相 続 税

相続税については、最近、中小企業の事業の円滑な承継の観点から、各種の議論が行われているが、中小企業経営者の相続税の課税の実態等からみても過度の負担を求めているとは認められず、税制上特別の措置を講ずることは適当でない。

ただ、小規模な会社の株式は、現在、いわゆる純資産価額方式のみにより評価されていることから、株式価格の形成要素の一つである収益性についても評価上配慮する余地があるのではないかとする意見があること、大・中規模の会社の株式に適用されるいわゆる類似業種比準方式においては既に収益性が織り込まれていること等に留意すれば、現行の株式の評価体系の枠組みの中で収益性を加味することとするのが適当である。また、いわゆる類似業種比準方式についても類似業種のとり方等その合理化を図るべきである。

株式評価について改善合理化を図ることとの関連で、個人が事業の用又は居住の用に供する小規模宅地についても所要の措置を講ずることが適当である。

4 たばこの定価改定

たばこについては、財政専売物資としての性格、負担の現状等に照らし、小売定価を改定するとともに、併せて、昭和58年度及び昭和59年度に限り専売納付金納付の特例措置を講ずることが適当である。

小売定価の具体的な引上げ幅については、おおむね1本当たり1円程度とするのが適当である。

5 印 紙 稅

印紙税については、最近における経済取引の進展等に伴い負担の公平、適正化の観点から見直すべき面が生じているとの指摘があるので、課税範囲や適用税率のあり方等を中心に今後引き続き検討することが適当である。

6 自動車関係諸税

(1) 税率の適用期限の延長

揮発油税及び地方道路税については昭和58年3月末、自動車重量税については昭和58年4月末に現行税率の適用期限が到来するが、現下の財政事情等に顧み、さしあたり、適用期限を2年延長することが適當である。

(2) 車検の有効期間延長に伴う改正

自動車重量税については、道路運送車両法の改正により自家用乗用車の新車新規車検の有効期間が2年から3年に延長されることに伴い、新たに、車検の有効期間が3年の自動車に係る税率を設ける必要がある。

具体的には、車検の有効期間が1年及び2年の自動車の税率との負担の権衡を図るため、2年の自動車の税率の1.5倍にすることが適當である。

(3) 挥発油税等の使途

揮発油税等の道路特定財源制度については、最近における道路整備の進捗状況、厳しい財政事情等からみて一般財源化を図るべきであるとの意見があつたが、他方、従来の経緯及び道路整備の必要性等を考慮してなお特定財源制度を維持すべきであるとの意見があり、また、段階的な方策として使途の拡大を検討すべきであるとの意見等があつた。

したがつて、この問題については、これらの意見を踏まえ、財政需要の優先度等を含め、財政の資源配分機能を有効に活かす見地から、引き続き幅広い検討を加えることが適當である。

7 電源開発促進税

電源開発促進税は電源立地対策及び電源多様化対策の費用に充てられる目的税であり、電源開発促進対策特別会計の財源とされているが、同特別会計においては、昭和58年度以降相当の財源不足が見込まれる状況にある。

電源開発促進税の税率については、歳出の大幅な縮減を図りその引上げを極力回避すべきであるとの意見もあつたが、歳出面における厳しい見直しを前提として必要最小限の引上げ（具体的には現行1,000キロワット時当たり300円から445円への引上げ）を行うことはやむを得ないと考える。

8 納税環境の整備等

(1) 申告納税制度は、我が国納税方式の中核をなすものとして大きな役割を果してき

たが、最近において、所得課税面での実質的公平確保の要請がさらに高まつていることに顧み、当調査会としては、この際、申告納税制度の原点に立ち返り、改めてその制度的側面について検討を加えることが適当であると考えた。

- (2) そこで、当調査会は、本年6月に申告納税制度特別部会を設け、具体的、専門的な審議に入った。その審議事項としては、これまでの各般の論議のなかから、帳簿記録に基づく申告制度、推計課税制度、立証責任のあり方、いわゆる総収入申告制、課税資料収集制度などを幅広く拾い上げており、これらの問題については、納税者の実情等を十分勘案しつつ、鋭意調査審議を進めることとしている。
- (3) 当調査会としては、まず、帳簿記録に基づく申告制度をとり上げ、審議を行つたが、さらに引き続き推計課税制度、立証責任のあり方等について順次審議を行つたうえ、全体について早い時期にその結論を得ることとしたい。
- (4) なお、税務行政の効率化を図る観点から、例えば、医療費控除のあり方、年末調整の対象となる給与収入基準額、所得公示の基準額等の見直しについて今後検討する必要があるとの意見があつた。

三 地 方 税

1 個 人 住 民 税

個人住民税については、既に「基本的考え方」において述べたように、明年度においては、地方財政が引き続き巨額の財源不足に陥ると見込まれる等厳しい状況にあることにかんがみ、課税最低限の引上げ等の住民税減税を実施することは極めて困難であると考える。

しかしながら、低所得者層の税負担について配慮をする必要があると認められるので、引き続き現行の住民税所得割の非課税措置を存続すべきである。

なお、昭和59年度以降の措置については、国民生活水準の推移等を勘案して、引き続き検討する必要があると考える。

2 法 人 住 民 税

法人住民税均等割については、その負担が最近における物価水準等の推移、地域社会との受益関係等に適合するものとなるよう所要の調整を行うこととし、その標準税率を次のとおり改めることが適当である。

資本等の金額	道 府 県		市 町 村			
	現 行	改 正 案	現 行		改 正 案	
	標準税率	標準税率	従業者数	標準税率	従業者数	標準税率
1千万円以下	年額 円 2,000	年額 円 4,000	—	年額 円 8,000	50人以下	年額 円 16,000
					50人超	年額 円 48,000
1千万円超 1億円以下	年額 円 6,000	年額 円 12,000	—	年額 円 24,000	50人以下	年額 円 48,000
					50人超	年額 円 60,000
1億円超 10億円以下	年額 円 20,000	年額 円 40,000	100人以下	年額 円 24,000	50人以下	年額 円 60,000
			100人超	年額 円 80,000	50人超	年額 円 160,000
10億円超 50億円以下	年額 円 100,000	年額 円 200,000	100人以下	年額 円 80,000	50人以下	年額 円 160,000
			100人超	年額 円 400,000	50人超	年額 円 700,000
50億円超	年額 円 200,000	年額 円 300,000	100人以下	年額 円 80,000	50人以下	年額 円 160,000
			100人超	年額 円 800,000	50人超	年額 円 1,200,000

3 定額課税

娯楽施設利用税、鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税については、現行税率設定以降の所得、物価水準の推移等を考慮しつつ、その税率を次のとおり調整することが適當である。

① 娯楽施設利用税について、その標準税率を次のとおり改定する。

		現 行	改正案
イ ゴルフ場(これに類する施設を含む。)	1人1日につき	1,000円	1,100円
ロ ぱ ち ん こ 場	1台につき月額	250円	280円
ハ ま あ じ や ん 場	1卓につき月額	750円	830円
ニ た ま つ き 場	1台につき月額	1,200円	1,300円

② 鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税について、その税率をおおむね10%引き上げる。

4 事業所税

事業所税については、社会経済情勢の推移等に伴い、現行の課税団体以外の都市であつても人口、企業の集中状況及び都市環境の整備の緊要性が現行の課税団体とほぼ

同様であると認められるものもあるので、その課税団体の範囲のあり方について、事業所税の性格等を踏まえつつ引き続き検討すべきものと考える。

5 非課税等特別措置

(1) 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税、課税標準の特例等の特別措置については、現下の厳しい財政状況にかんがみ、税負担の公平を確保する見地から一層その整理合理化に努めるべきである。

(2) 市町村納付金の特例措置

日本電信電話公社、日本専売公社及び日本国有鉄道の三公社の市町村納付金の算定標準額の2分の1特例措置については、固定資産税に相当するものであるという市町村納付金の性格、市町村の行政サービスとの受益関係等を考慮すれば、再建期間中における日本国有鉄道を除き、これを廃止することが適当であるとの意見が多くかつたが、この場合においても、三公社の行う事業の公共性等に配慮すべきであるとの意見があつた。

一方、三公社の性格等にかんがみ、その整理合理化については慎重にすべきであるとの意見があつた。

6 道路目的財源

地方道路目的財源については、地方道の整備水準及び地方道に係る特定財源比率の依然として低い現状にかんがみ、その充実を図る必要があると考えるが、さしあたり、昭和58年3月末に期限が到来する自動車取得税及び軽油引取税の税率に係る暫定措置を2年間延長することが適当である。

7 たばこ消費税

たばこ消費税の課税標準については、現在、その算定の基礎となるたばこの1本当たりの金額は前年度の実績により、たばこの販売本数は現年度の実績によることとされている。このため、今回予定されているたばこの定価改定に伴つてその販売本数の減少が見込まれるので、明年度においては定価改定がない場合に予定される税収を確保することができるよう所要の措置を講ずる必要がある。

(大藏省印刷局製造)